

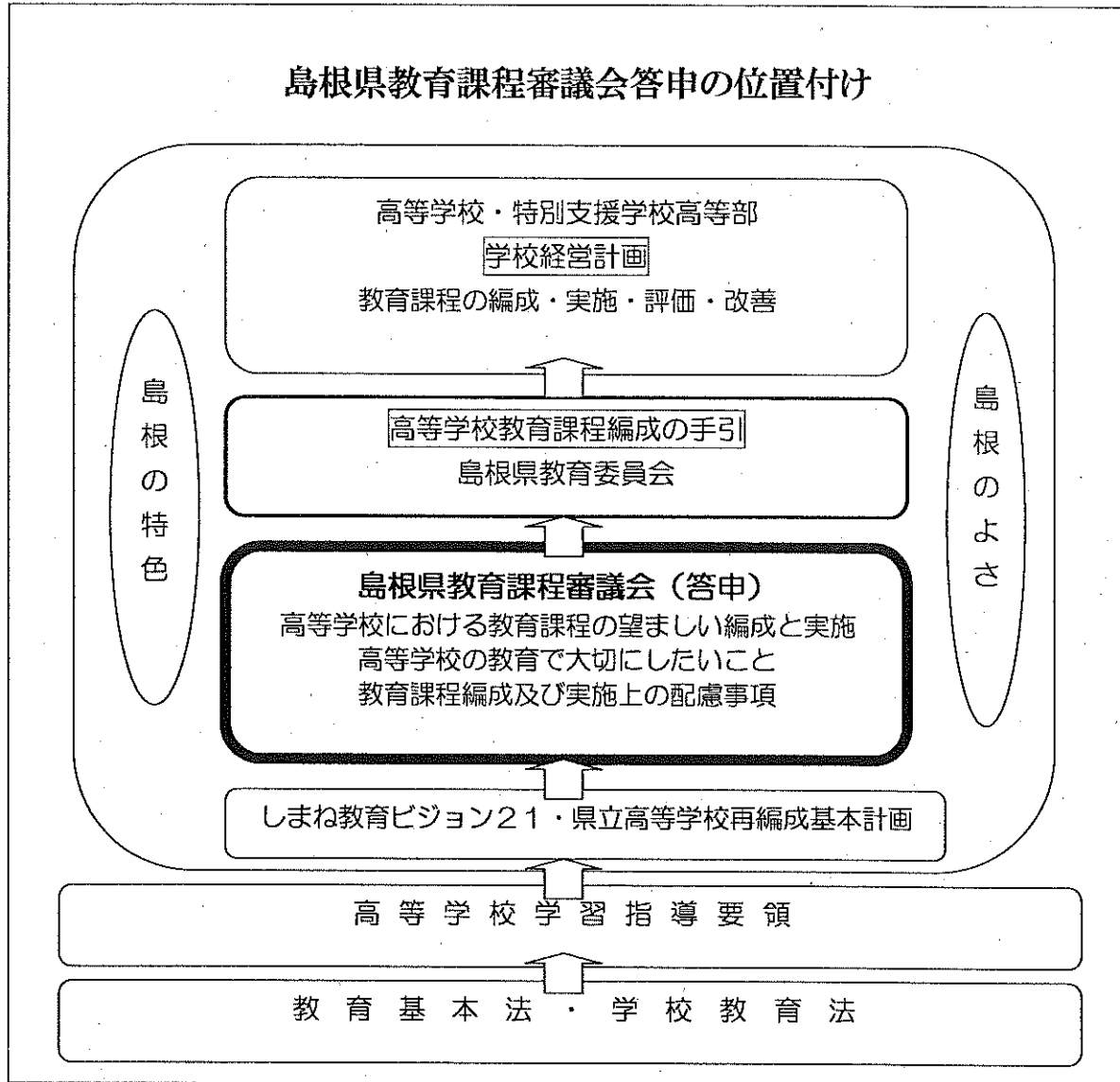
「学習指導要領改訂に伴う、高等学校における
教育課程の望ましい編成と実施」について

(答 申)

平成22年6月10日

島根県教育課程審議会

島根県教育課程審議会答申の位置付け



目 次

I	はじめに	1
II	高等学校教育の基盤と目的	3
III	高等学校教育で大切にしたいこと	5
	1. 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進	5
	2. 将来の地域産業を担う人材の育成及びキャリア教育の充実	5
	3. 社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応した教育課程の編成	6
	4. 道徳教育の充実	6
	5. 言語活動の充実	6
IV	高等学校教育課程編成・実施上の配慮事項について	8
	1. 義務教育段階における学習内容の確実な定着に向けた教育の推進について	8
	2. 確かな学力をはぐくむ指導の充実について	9
	3. 特別な支援の必要な生徒の指導の充実について	10
	4. 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実について	11
	5. 総合的な学習の時間、特別活動の指導について	12
	6. 地域への愛着と誇りをはぐくむキャリア教育の推進について	13
	7. 教科を横断して指導する教育の充実について	14
	8. 部活動の在り方について	15
V	学科別・学校種別による配慮事項について	16
	1. 普通科及び普通系の専門学科における配慮事項	16
	2. 職業系の専門学科における配慮事項	17
	3. 総合学科における配慮事項	18
	4. 定時制課程・通信制課程における配慮事項	19
	5. 中高一貫教育における配慮事項	19
VI	おわりに	21
	—参考資料—	
	参考資料1 島根県教育課程審議会に対する諮問	22
	参考資料2 平成21年度島根県教育課程審議会の審議経過	24
	参考資料3 平成21年度島根県教育課程審議会委員	25

I はじめに

21世紀は、インターネットに代表される情報社会の中で、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化などのあらゆる社会領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」*1の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化の進展に対応していくためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、それらを活用して課題を見だし、解決するための思考力・判断力・表現力等が必要であり、生涯にわたって学ぶことが求められている。

このような状況において、高等学校教育では、身近な地域社会の課題の解決にその一員として主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度をはぐくむとともに、確かな学力（知）、豊かな心（徳）、健やかな体（体）を基盤とする調和のとれた「生きる力」をはぐくむことがますます重要になってくる。

生徒を取りまく環境に目を向けると、技術革新によって日常生活の利便性が向上し、グローバル経済の中で物質的な豊かさが味わえるようになった反面、家庭や地域において、社会生活に必要な規範意識の醸成が図られていないことや、地域社会の人間関係の希薄化等の問題点が、子どもの成長を考えるに当たって指摘されている。

こうした子どもたちを取りまく状況の中で、教育基本法や学校教育法が改正され、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成をめざす教育理念のもと、教育の目標や各学校種の目的・目標を明確に位置付ける等の改訂が図られた。

さらに、「生きる力」をはぐくむという、これまでの学習指導要領の理念を引き継ぎつつ、この理念を実現するための具体的な手立てを確立する観点から、平成21年3月、高等学校学習指導要領が改訂された。

国においてこのような教育改革が進められる中で、島根県教育委員会においては、平成20年3月、「しまね教育ビジョン21」が改訂された。この教育ビジョンでは、「知・徳・体の調和的発達をもとに、社会や人とのかかわりの中で自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力を身に付ける。」という島根のめざす教育の理念や方向性が引き継がれ、島根県の教育施策と具体的な取組や目標について、多面的・総合的に取り組むべき内容と、個別具体的に取り組むべき内容等を明らかにしながら、重点化が図られ改訂されている。

さらに、平成21年2月には「魅力と活力ある県立高校づくり検討委員会」の答申を受け、「県立高等学校再編成基本計画―魅力と活力ある県立高校づくりのために―」が策定

*1 中央教育審議会は、あらゆる活動が知識や情報を直接的な基盤とするという、いわゆる知識基盤社会化が進んでおり、産業構造をはじめ社会構造が大きく変化している中において、国民の知的・文化的基盤の一層の充実・向上を図ることが必要であるとしている。

され、平成21年度から10年間を展望した中長期の県立高等学校の在り方や進むべき方向が示された。

そして、本審議会では、平成21年6月に島根県教育委員会の諮問を受けて、子どもたちを取りまく社会情勢の変化、改正された各種の法令、さらには、「しまね教育ビジョン21」や「県立高等学校再編成基本計画」の趣旨を踏まえながら、島根県の高等学校教育を推進するに当たっての「今後の望ましい教育課程の編成と実施の在り方」について約1年にわたり検討を重ね、ここに提言することに至った。

II 高等学校教育の基盤と目的

これからの高等学校教育においては、これまで実践されてきた「生きる力」をはぐくむ教育の成果を踏まえながら、中学校から高等学校への教育の円滑なバトンタッチと、ますます多様化する生徒の進路動向に対応する教育の実現を図ることを基盤にし、望ましい人格の完成をめざして行わなければならない。

このことの具現化を図るには、単に知識と技能を身に付けるだけではなく、

- 社会的常識の育成、コミュニケーション能力の向上を図る等、社会人として生きるために必要な能力として「社会人基礎力」*1の育成を図ること
 - 自分を大切にし、他を思いやり、卑怯を恥じる心やすべての生命を尊ぶ「豊かな人間性」を育てること
 - 生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎力が培われること
- 等、生徒一人一人の知・徳・体の調和のとれた発達を促す教育の一層の充実が図られることが必要である。

また、社会人の一歩手前にある高校生にとっては、

- 小・中学校ではぐくんだ生徒の個性や能力をさらに伸ばすこと
 - 豊かな教養をはぐくむことに加え、コミュニケーション能力、忍耐力等自立した社会生活を営むために必要な基盤の構築を目指した教育の充実を図ること
 - 中学校との連携を密にし、接続に配慮した教育課程の編成と実施が行われること
- 等を望みたい。

なお、各学校における教育実践においては、以下の点に留意することを求めたい。

1. 豊かな心を育成するための道德教育の実施

道德教育は、豊かな心を持ち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道德性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間の育成に努めること。

2. 教科横断的な教育の実施

キャリア教育*2、健康・安全教育、環境教育等は教科横断的に取り組むものであり、また、教科以外の学校行事等、学校生活のあらゆる場面においても義務教育段階で進めてきたふるさと教育の成果を生かしながら、意識的に包含するものとする。

※1 「社会人基礎力」とは、経済産業省が定義した「職場や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な能力」（「社会人基礎力」）をいう。これは「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の3つの能力で構成されている。

※2 「キャリア教育」とは、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育（平成11年中央教育審議会）」とされている。

3. 地域・家庭との連携の推進

学校・家庭・地域において、教育の情報を共有できる環境を整備し、教育活動の実践においては相互に連携及び協働して実施する。また、地域資源の利活用や学校の創意工夫による特色ある教育活動の展開も考慮すること。

4. 中学校との連携の推進

生徒の心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする高等学校では、義務教育と高等学校との円滑な接続を図ること。

5. 生徒の主体性の尊重

生徒の多様な学習ニーズに対応した高等学校教育を推進するためには、生徒が主体的に学ぼうとする意欲をはぐくむことが重要であり、生徒に学ぶことの意義や成就感を味わえる学習指導内容や指導方法の工夫・改善に努めること。

6. 教師の同僚性の構築

生徒の多様化に対応し、学びの質を変えていくために教師同士が教材研究等の場面で、互いに刺激し合い探究したりして、学び合い高め合う授業の積極的な推進と、学校内外に同僚性を構築し、組織として生徒の育成に努めること。

Ⅲ 高等学校教育で大切にしたいこと

これからの高等学校教育では、義務教育の基礎の上に、豊かな人間性や社会性、倫理観、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成し、個性を伸ばし、「生きる力」をはぐくむことが必要である。また、社会の急速な変化に的確かつ柔軟に対応していくとともに、生徒の興味・関心、能力・適性、進路の多様化等に適切に対応していく必要がある。

そこで、各学校においては教育基本法及び学校教育法その他の法令等にしたいがい、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、人間として調和のとれた生徒の育成を目指して、適切な教育課程を編成し、特色ある教育活動を展開することが一層重要となってくる。

そのためには、以下のような考え方に基つき実施していくことが重要であり、学校・家庭・地域が連携しながら取り組んでいくことが必要である。

1. 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

自分を大切にし、他を思いやり、卑怯を恥じる心やすべての生命を尊ぶ豊かな人間性をはぐくむために、高等学校教育においては、各学校において生徒一人一人の感性を基盤とした、知・徳・体の育成が必要であり、これを実現するために、全体の調和に配慮しながら、創意工夫を加えた教育課程を編成することが大切である。

その際、互いの人権を尊重し合い、生徒が自分の個性を十分発揮して、生き生きと集団生活に関わっていくことができるようにするために、人権・同和教育をすべての教育活動の基底に据えることが大切である。

このように人間形成を図っていくためには、本県の恵まれた自然環境や、優れた伝統・文化、地域産業や人材などの地域の特性を生かし、地域に根ざした特色ある教育を展開していく必要がある。

2. 将来の地域産業を担う人材の育成及びキャリア教育の充実

キャリア教育の実践により、生徒に働くことの意義や尊さを教えるとともに、将来の目標設定及び職業意識をもたせることは、高等学校での学習や生活の動機付けとしても重要なものである。

高等学校教育においては、組織的・系統的・継続的なキャリア教育を推進するために、キャリア教育の目標を明確にし、教科横断的な教育活動及び学校生活を通じたキャリア教育を実践することや、学校・家庭・地域と連携した取組により、社会人基礎力の向上に向けた取組が必要である。

具体的には、進路講演会や地元企業の職場見学、就業体験（インターンシップ）及び職業人による講演・講座の開催、大学等の研究・教育機関との連携等を通じたキャリア教育を展開することが考えられる。

このような地元企業との連携による取組は、生徒ばかりでなく学校関係者及び保護者の参加も促すことにより、参加者の地域の企業及び産業界に対する理解を深めることにつながり、将来の地域や産業界を担う人材の育成に結びつくことも期待されるので、ふるさと教育の視点に立つての取組等の工夫が求められる。

3. 社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応した教育課程の編成

科学技術の進歩や国際化、情報化の進展等、社会が急速に変化している。このような生徒を取りまく環境の変化から、高等学校教育には社会の変化に対応した教育が求められている。また、著しい社会の変化の中で生きていくために生徒一人一人のニーズに応じた教育の推進が求められている。

かつては、「普通高校からは進学、専門高校からは就職」ととらえる傾向が強かったが、現在では高等学校卒業後の進路は多様化しており、普通高校においては、単に大学進学をめざした教科指導だけでなく、県内定住も視野に入れたキャリア教育の推進が必要である。また、専門高校においては、上級学校への進学に対応できる教育課程の編成や、各分野の専門性を生かした資格取得や、各種競技会への参加など、学習目標を具体的に提示した学習活動の推進が重要である。さらに、総合学科では生徒が学びたい科目を自分で選択できるという特色を生かしながら、「産業社会と人間」等の授業において、自己の進路への自覚を深めた上で、個性を生かした主体的な学習の推進が必要である。

これらの学習を推進するに当たっては、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、それらの活用や課題解決的な学習を展開することが必要となる。そのために高等学校教育では、生徒に学ぶことの楽しさや喜びを味わわせ、主体的に学ぼうとする意欲をはぐくむために、個に応じたきめ細かな指導を推し進め、指導内容や指導方法の工夫・改善を図ることが求められる。

4. 道徳教育の充実

家庭や地域の教育力の低下、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や自然体験等の体験活動の減少等、子どもを取りまく社会の状況は急激に変化している。このような中で、①生命尊重の心や自尊感情が乏しい、②基本的な生活習慣の確立が不十分である、③規範意識が低下している、④人間関係を築く力や集団活動を通じた社会性の育成が不十分である等の指摘がなされており、道徳教育のさらなる充実を図ることが強く要請されている。高等学校においては、生徒の発達段階に対応した工夫が求められることや、小・中学校と異なり道徳の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の指導を行うための配慮が必要である。

その推進に当たっては、校長のリーダーシップのもとに、各学校における道徳教育の基本方針を明確にし、道徳教育推進のための協力・指導体制を整え、全教師の参加・協力によって全体計画を作成することが重要である。

さらに、その全体計画は、その基本方針を具体化する上で、学校として特に工夫し留意すべきこと等を示しながら、各教育活動との相互の関連性や家庭や地域社会との連携等について総合的に表すものでなければならない。

5. 言語活動の充実

今日、マスコミや情報通信ネットワークなどの情報手段の発達や映像、出版物の氾濫などにより、生徒を取りまく環境は著しく変化してきている。それらは、生徒の言語活動にも影響を及ぼしており、それだけに学校教育において国語を正しく理解し用いる能力や態度の育成について配慮していくことがますます重要となっている。

また、各教科・科目等の学習活動の基盤となるのが言語に関する能力であり、言語は論理的思考だけでなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に対する能力を高めていくことが求められている。

このため、各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点からも、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要である。

なお、言語に対する意識や関心を高め理解を深めることは、各教科等における指導だけでなく、学校生活全体において配慮することが大切である。

IV 高等学校教育課程編成・実施上の配慮事項について

各学校においては、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、創意工夫を生かして教育課程を編成し、実施していく必要がある。そのためには、地域や学校、生徒の実態等を的確に把握・分析し、それをもとにそれぞれの学校の教育課題を明確にして、全教職員が一致協力して教育課程を編成し、実施することが重要である。

教育課程の編成と実施に当たっては、配慮しなければならない様々な事項があるが、すべての高等学校においては、次にあげる事項に配慮しながら教育課程を編成し実施していくことが重要である。

1. 義務教育段階における学習内容の確実な定着に向けた教育の推進について

(1) 中学校との連携を深め円滑な接続を図る

中学校との連携を図る上では、中学校における教科の指導内容を、中学校学習指導要領及び教科書等で確認するとともに、高等学校における当該科目の学習の基礎となる部分を整理し、導入時に中学校の復習を取り入れるなどの工夫が重要である。

その上で例えば、地域の中・高等学校間で教科担当者会を開催したり、互いに授業公開をしたりして指導上の工夫や配慮事項等を共有することが考えられる。また、中学校から高等学校に円滑に接続できるよう、中学校での指導内容や生徒の実態を踏まえた上で、中・高等学校の教師が共同で橋渡し教材等を作成すること等も効果的である。

(2) 指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る

従来から行われている個別指導や少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチング等の多様な指導形態をさらに効果的に取り入れる。また、コンピュータ等の教育機器の活用、課題学習の工夫、繰り返し指導等、生徒の実態や指導の場面に応じ適切に対応する必要がある。

(3) 必要がある場合には増加単位又は学校設定科目を設置する

すべての生徒が必修教科・科目の内容を十分に理解するためには、義務教育段階における学習内容の定着が前提となる。このことから、その定着が不十分であることにより学習内容が理解できないということのないよう、必修教科・科目を履修する際又は履修する前等に、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るようにしなければならない。

具体的には、必要な指導事項や指導内容を整理し、教育課程全体の編成に配慮しながら、補完的学習の機会の設定、必修教科・科目の単位数の標準を超えた配当、学校設定科目の設定等の検討を行うことが考えられる。

(4) 学習の見通しを立て、既習事項を振り返る活動を計画的に取り入れるようにする

各教科・科目等の指導において、中学校と高等学校との接続性や関連性を考慮し、当該授業での学習内容や目標を生徒に理解させ、見通しをもたせるとともに、既習事項を確認しながら内容の確実な定着をめざすことが必要である。

2. 確かな学力をはぐくむ指導の充実について

(1) 基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視し、指導内容や指導方法を工夫する

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるためには、個に応じたきめ細かな指導を推し進め、実態に応じて、習熟度別指導や少人数指導、補完的な学習に取り組むことが必要である。そして、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うよう配慮することが重要である。

(2) 各教科・科目等の指導において、生徒の言語活動を充実させる

言語は、認識、思考、伝達等人間生活の基礎となっているものであり、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもある。このため、言語活動が適正に行われることは極めて重要である。言語活動の充実は、国語科の指導だけで行われるものではなく、すべての教科や学校生活全体を通じて行われなければならない。

例えば、数学科において、自らの考えを数学的に表現し根拠を明らかにして説明したり、議論したりする活動の充実や、各教科等において、論述したり討論したりする等の活動の充実が求められる。

(3) 生徒が主体的に学習しようとする態度を育成し、望ましい学習習慣の確立を図る

生徒にとって、分かる喜びは学習意欲につながるという観点に立ち、生徒がつまずきやすい内容をとらえながら、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ることが必要である。

例えば、学校や学年間等、必要に応じて既習したことを繰り返し行うことが効果的なものについては内容に追加して取り組ませることが考えられる。また、キャリア教育を行うことで、生徒に自らの将来について夢や目標をもたせたり、学ぶ意義を認識させたりすることが学習習慣の確立につながることを期待できる。

(4) 確かな学力の定着を図るために到達目標を具体的に示す

各教科においては、到達目標を「～ができるようになること」といった表現で具体的に示し、その目標の達成に向けて、教育課程を編成し教育活動を実践しなければならない。その際、その達成を目指して各学年、各学期、さらには単元ごとに達成すべき目標を、大目標・中目標・小目標としてあげる等して明確にすることが重要である。

(5) 課題探究的な学習を取り入れる

各教科において、従来から行われている学習形態に加え、個人やグループで課題を設定し、調査や実験、分析等の学習を通して得られた成果を発表したり、討論したりする場を設定する。また、大学、博物館等の研究機関や社会教育施設等の協力を得ながら、学校外での学習の場を設定すること等が考えられる。

さらに、これらの調査や実験・観察、専門高校での実習等におけるレポートによる記録・分析・説明・要約等は、生徒の言語能力を高めることにつながるものである。教育課程の実施に当たっては、あらゆる場面でこのような学習活動が取り入れられることが

望まれる。

(6) 学校図書館の利活用を図る

言語に関する能力をはぐくみ、豊かな人間性を育てるとともに、生涯学習社会を生きる基盤とするためにも、読書活動の推進は不可欠である。そのために、例えば、朝読書の時間を設けたり、推薦図書を選定したりして、生徒が本に触れる機会を意図的に設けることが求められる。

また、学習・情報センターとしての学校図書館の充実を図り、学校図書館を活用した学習を、各教科・科目の年間指導計画に盛り込むなど教育課程の展開に適切に位置付けることが必要である。その際、司書教諭、学校司書等の図書館教育担当者と教科担任、ホームルーム担任との連携を図り、ティーム・ティーチングによる授業を取り入れる等の方法が考えられる。

(7) 授業力の向上を目指した取組を通して、授業の改善を図る

場面に合わせ知識・技能を活用する力の育成、コミュニケーション能力の向上を図るには、授業の中にすべての生徒が取り組める課題を設定し、その解決に向けて協同的に取り組む場面を設定することが有効である。そのためには、グループ学習の導入や発表の場を設定した授業等により、学び合い高め合う授業の積極的な導入を図り、授業の質を改善していく取組を実践することが必要で、組織として生徒の育成に努めることが大切である。

3. 特別な支援の必要な生徒の指導の充実について

(1) 生徒の障がいの種類や程度等を教師が的確に把握し、適切な指導を行う

高等学校教育においても特別支援教育の視点をもって教育に当たることが重要である。とりわけ、特別な支援が必要な生徒の指導に当たっては、特別支援教育コーディネーター、学年主任、ホームルーム担任等が中心となり、家庭や中学校と連絡を取り合い、地域の関係機関と連携して、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、生徒に必要な支援を計画的・継続的・組織的に行うことが重要である。

(2) 教師の指導方法の工夫改善及び専門的なスキルの向上を継続して行う

特別支援教育の推進に当たっては、校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを核とした、学年会・学科・校内分掌等校内組織の連携が不可欠であり、授業者が担任や特別支援教育コーディネーター等と、直接あるいは連絡ノート等で連携を取りやすい環境をつくる必要がある。

(3) 学習上の配慮が特に必要な生徒には、各教科・科目の選択の適切な指導や支援を行う

増加単位、必修修教科・科目の単位数の一部減、各教科・科目の内容の選択等の方法を活用して、障がいのある生徒の心身の状況に応じて履修教科・科目を課す等、生徒の実態に即して適切に指導する必要がある。その際には、特別支援学校学習指導要領の指導領域である「自立活動」の内容を参考にするとともに、適切な指導や必要な支援を行う

ことが考えられる。

(4) 生徒の自己理解とスキルアップを図るための連携の方法を充実させる

高等学校は、地域における教育の最終段階である。卒業後は、進学・就職で地域を離れる者も少なくない。卒業後の生活においては、自立した社会生活が期待されることを考えると、高等学校における特別支援教育は、社会人の一歩手前にいる生徒の自立に向けた支援を行うことが大きな役割である。社会参加に向けた最終段階として、就労支援センターの協力を得て、生徒がどのような職業に向いているのかなどのアセスメント調査を行うなど、卒業後の指導の連続性に配慮した取組などを通して、一貫した支援を積み上げていくことが必要であり、進学・就職後も関係機関と連携を取りながら支援をつなげていくことが重要である。

4. 学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の充実について

(1) 道德的実践力を高め主体的に判断できる生徒の育成を図る

道德教育は、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かすことなどを通して、主体性のある日本人を育成するため、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性を養うことを目標とし、学校の教育活動全体を通じて行われるものである。

そこで道德教育を進めるに当たっては、自他の生命を尊重する精神、自律の精神、社会連帯の精神、義務を果たし責任を重んずる態度、人権を尊重する態度を養うこと、主体的に判断し行動できる人間の育成をめざすこと等が求められている。

このために、指導に当たっては、人間としての在り方生き方について生徒自らが考え、自覚を深めて自己実現に資するように、体験的な活動を重視する計画や方法を工夫することが重要である。

(2) 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動等で計画的に実施する

公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動には、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」が掲げられており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道德教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

このほかの各教科・科目においても、様々な学習活動を通して思考力・判断力・表現力等を育成することが、道德的心情、道德的判断力、道德の実践意欲と態度等を養う基盤となる。

例えば、国語科では言語で伝え合う力を高めることや言語感覚を磨くこと、数学科で筋道を立てて考え表現する能力を高めること、芸術科で豊かな情操を養うこと等は、道德性の基盤の育成に資するものである。また、総合的な学習の時間において、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動等を行うことも考えられる。

(3) 家庭や地域との連携を密にし、充実した道德教育を展開する

学校通信やホームページを通じて、規範意識の高揚や生活習慣の確立について保護者や地域と共に取り組むことや、ゴミの減量やリサイクル等の環境保全の活動に共同で取

り組む等、家庭や地域の人々の参加や協力を得られるように努めるなど、学校外の協力体制を積極的に取り入れること等も考えられる。

また、ボランティア活動や就業体験(インターンシップ)、地域の諸行事への参加等様々な体験活動を通して、幅広い世代の人々との交流を図り、自己の在り方や生き方への自覚を深め、よりよい人間関係を築く力や、社会の一員としてよりよい生活づくりに参画しようとする態度を育成することが必要である。

(4) 保護者や地域の意見を取り入れ、活動を積極的に公表する

道徳教育の全体計画の趣旨や概要、実践の様子等についても、積極的に学校通信やホームページで紹介するとともに、保護者及び地域の人々の意見に耳を傾け、全体計画の作成や実践の改善に役立てることが大切である。このように保護者や地域の人々の協力を得るに当たっては、地域ぐるみの道徳教育を推進するために、学校評議員等を活用することも効果的である。

5. 総合的な学習の時間、特別活動の指導について

(1) 全体計画、年間指導計画の作成に当たっては、その意義・目標を明確にする

総合的な学習の時間、特別活動の各活動(ホームルーム活動・生徒会活動)、学校行事について、入学から卒業までを見据えた全体計画、各年度での年間指導計画を作成することが求められる。その際、全体目標、各年度での目標を明確にして、どのような資質・能力を生徒に身に付けさせたいか、教職員間で共通理解を図っておく必要がある。

計画の作成においては、各教科の学習や総合的な学習の時間、特別活動の相互の関連や、義務教育段階での活動に配慮する必要がある。評価については、各学期、各学年でその成果を目標に照らし、的確になされなければならない。さらに、地域に目を向けた学習素材として、本県の豊かな自然・歴史・文化・産業を活用して、義務教育段階でのふるさと教育を発展させていくことも考えられる。

また、特別活動の中の、特にホームルーム活動を通じて道徳性を育成することについても意識することが求められる。豊かな人間性を育成し、他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができる力を養う。そのために、自分のみならず、他者、社会、国家、世界に対して興味・関心を深め、人間としての在り方生き方について考えさせる。その際、地域の人々との交流や国際交流等を積極的に取り入れること等が考えられる。

(2) 生徒が主体的に参画できるよう教師が支援する

ホームルーム活動、生徒会活動では、生徒が主体的に活動できるように配慮することが必要である。例えば、学園祭などの活動で、生徒アンケート結果等を踏まえた活動内容を含めて、各生徒が役割を果たせるように支援することが考えられる。

また、総合的な学習の時間では、生徒に日常生活や社会に目を向けさせて、自ら課題を設定させるようにする。その際、地域、学校、生徒の実態等に応じて、生徒の興味・関心、進路等に応じた課題の設定がなされるように配慮することが必要である。

(3) 総合的な学習の時間では探究の過程を大切にしたい指導体制をとる

総合的な学習の時間では、学校図書館を活用する等して、探究的な学習を支援していくことが重要である。このために、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現というスパイラルな探究の過程を経由しながら、考えや課題が新たに更新され、繰り返されていくような指導体制を確立できるように取り組むことが期待される。

なお、実施に当たっては、単なる資格取得のための指導や就業体験（インターンシップ）に参加したことのみにでは、総合的な学習の時間の目標は達成できないという共通理解が求められる。

(4) 体験活動を重視するとともに、言語活動との関連を図る

社会、自然、環境等の中で、他者と協働した体験活動を積極的に取り入れることは、問題発見能力や社会性の育成等にもつながるものである。さらに、その活動をより深化させるためには、事前に意義やねらいを理解したり、事後に感じたり気付いたことを文章にしたり、発表したりする等、言語活動との関連を意識させることが重要である。

(5) 人間関係形成能力の育成とガイダンス機能の充実を図り、校内体制を整える

特別活動の各活動、学校行事において、自己理解や他者理解を深める機会を設けることが重要である。例えば、実際の活動の場面で、異年齢集団の交流機会を設け、コミュニケーション能力の育成や人間関係の確立に資する活動を実施することが考えられる。また、教育活動全体を通じてガイダンス機能を充実させ、学習活動の計画を生徒に分かりやすく説明し、その後の学習に対する展望や見通しをもたせるよう配慮することが必要である。

6. 地域への愛着と誇りをはぐくむキャリア教育の推進について

(1) 自己理解力や勤労観・職業観を育成し、個性を生かした進路選択ができるようにする

キャリア教育の推進においては、これまでの進路講演会や地元企業の職場見学、就業体験（インターンシップ）及び職業人による講演・講座等により、単に職種を理解するだけでなく、職業人に求められているものが何かということをとらえさせること、地域のよさを理解させ、将来自分はどうのような生き方をしたいのかといった展望をもたせることが大切である。

また、特定の集団の中で活動することで、個性を發揮し活躍できるような人材を育成する必要がある。学校の教育活動で、より多くの活動の機会をもつことにより、表現力やコミュニケーション能力を向上させることができると考えられる。

(2) 地域の伝統や文化を理解し、地域への愛着と誇りをもつ人づくりを行う

ふるさと教育では、学校、家庭及び地域との積極的な連携に努め、生徒が地域の伝統や文化に対する理解を深めることが必要である。また、積極的に地域行事に参画することで、地域への愛着が育つと考えられる。さらに、地域の担い手を育てる観点から、地域産業との連携・交流を通じた実践的教育や地域の人材を活用した授業等の充実を図ることで、地域産業への関心と誇りが高まると考えられる。

7. 教科を横断して指導する教育の充実について

(1) 自ら考え、問題解決能力の育成を図る環境教育を充実させる

各教科等において環境、資源・エネルギー問題への関心と理解を深め、資源や環境に配慮したライフスタイルや自然保護について考える機会を設定する。

例えば、総合的な学習の時間や課題研究等において、個人やグループで、環境、資源、エネルギー等の現代社会の課題を設定し、探究的な活動を行う。また、その成果を発表する機会を設け、互いに環境を保全する心情や態度を高め合うことが大切である。

(2) 情報教育の充実を図る

情報や商業等の教科や学校図書館において、情報機器の操作能力の向上や情報通信ネットワーク等を実践的に活用する能力の育成を図るとともに、情報モラルについて考える機会を設定する。

実施に当たっては、習得した知識・技能を用いた発表、記録、要約、報告といった言語活動を通して、情報リテラシーを高めていくことが重要である。また、インターネット上の「掲示板」への書き込みによる誹謗中傷、個人情報流出、ウィルス被害等、情報社会のもつ有害性についても認識し、その予防・対処法を具体的に学習して、併せて情報モラルや著作権の尊重等について考える機会を設定すること等が考えられる。

(3) 国際理解教育の充実を図るとともに、国と郷土を愛する心を育てる指導を充実させる

我が国や郷土の歴史や伝統文化を受け止め、異文化やその文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力の育成、さらに、自らの考えや意見を発信し、具体的に行動することのできる態度・能力の育成を図る。

例えば、各教科において、我が国や郷土のよさを継承・発展させるための教育内容を充実し、我が国や郷土を愛する心を育成する指導を充実することが考えられる。また、自らの考えや意見の発信、議論する場面を意図的に設定することや、総合的な学習の時間等において、他国の人々と交流する機会を積極的に設定する等の工夫を行うことが大切である。

特に日本海に接する本県においては、近隣の国々についての学習や竹島に関する学習を適切に展開することが求められる。

(4) 健康的な生活習慣が確立できる能力や態度を育成する教育の充実を図る

これからの社会を生きる生徒に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。特に体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっている。したがって、生徒の心身の調和的発達を図るために、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣等健康的な生活習慣を形成する必要がある。

具体的には、調和のとれた食事、十分な睡眠、適度な運動等の、健康を支える望ましい生活習慣を自ら工夫し確立させる指導が重要である。

8. 部活動の在り方について

(1) 各部活動の活動内容と教育課程との関連を図り、適切な活動計画を立案する

部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが求められる。

その際、生徒の自主的、自発的な参加による活動が健全に行われるよう、年間を見通した計画を立てる必要がある。また、生徒の心身の発達の段階や特性等を考慮し、常に健康面、安全面への配慮がなされなければならない。

(2) 調和のとれた人間形成を目指した取組を実践する

学校生活全体を通して求められている、知・徳・体の調和のとれた人間形成にとって、部活動の取組が重要な機会となっている。

各学校においては、地域の実情及び生徒の多様化等に対応して活動を編成し、自分に自信をもち、好ましい人間関係を築くことができるよう実施していく必要がある。

V 学科別・学校種別における配慮事項について

1. 普通科及び普通系の専門学科における配慮事項

普通高校に学ぶ生徒の進路は、大学、短大、専修学校等への進学や就職など多岐にわたっている。これまでもこのような多岐にわたる進路希望に応じた、きめ細かな教育が行われていたが、今後も、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図りながら、生徒の興味・関心等が多様化している実態を踏まえて、能力や適性に応じた教育を行うことが必要である。さらに、特色ある学校づくりを推進するため、学校の実態や地域の特性に応じて、教育課程編成における創意工夫と、一層の弾力化を図る必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

(1) 生徒に将来の目標や職業意識をもたせるためのキャリア教育の充実

近年、経済の国際化や産業構造の変化、雇用形態の多様化・流動化等を背景として、就職・進学を問わず、生徒たちの進路をめぐる環境は大きく変化している。また、地域においては、高等学校に対する期待や、高等学校卒業者に求める資質・能力が変化してきている。

このような変化の中で、将来、生徒たちが直面する様々な課題に、柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、県が進める企業見学事業、インターンシップ事業、職業意識啓発セミナー事業等を活用するなどして、生徒一人一人の勤労観・職業観を育成する教育活動を展開する必要がある。

キャリア教育において重要とされている体験活動については、当面する進路選択に偏ることなく、将来の生き方や社会参加に関わる体験活動の充実が重要な意味をもっている。特に実施に当たっては、県内定住も視野に入れ、学校と社会との接続にかかる指導や地域への愛着と誇りをはぐくむキャリア教育の充実が必要である。

(2) 理数教育の充実

知識基盤社会の時代においては、科学技術をめぐる世界的な競争が激化しており、次代を担う科学技術分野の人材の育成が重要な課題になっている。このため、科学的・数学的なものの見方や、論理的な思考力・判断力・表現力等を培うために、理数教育は重要であり、一層の充実を図る必要がある。

具体的には、理科の観察・実験等を通して、記録、分析、解釈、説明、論述といった学習活動に取り組むことや、数学では実生活と関連付け、学ぶ内容を考察したり、自らの考えを数学的に表現し、根拠を明らかにして説明したり、議論したりする学習活動の充実が求められている。

また、教科の中で職業とのかかわりを意識した指導を行うことも必要である。

(3) 課題探究的な学習を一層重視する教育内容や指導方法の改善

課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくむため、体験的な学習や、体験を通して生徒自らが課題を発見し、自ら考え解決する問題解決的な学習を一層充実させる。

各教科において、個人やグループで課題を設定し、調査や実験、分析等の学習を通し

て得られた成果を発表したり、討論したりする場を設定する。また、大学、博物館等研究機関や社会教育施設などの協力を得ながら、学校外での学習の場を設定することが考えられる。

2. 職業系の専門学科における配慮事項

社会が著しく変化し、産業構造や就業構造が大きく変わりつつある中で、専門高校は、命あるものを育てる教育やものづくり教育、もてなしの心を大切にする教育等、地域や学校の特色を生かしながら、地域や地元企業と連携した教育活動を展開し、将来のスペシャリストを育成する役割を担う上で重要な役割を果たしている。

専門高校においては、各専門分野の基礎的・基本的・実践的な教育に重点を置くとともに、就業体験（インターンシップ）や資格取得、各種競技会や発表会への参加等、将来にわたって、生徒が自ら進んで学び続けようとする意欲や態度や起業家精神を育成する必要がある。

さらに、入学直後からのキャリア教育や県内産業を意識した進路指導の一層の充実を図るとともに、生徒の進路希望が多様化している実態を踏まえ、生徒の進路希望に応じた教育課程編成を一層工夫する必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

(1) キャリア教育の一層の充実

地域の産業や企業に触れる機会をより多くもたせ、地域への愛着と誇りをもつ人づくりを行う必要がある。そのためには、家庭及び地域との積極的な連携に努め、生徒に地域や、地域の産業に対する理解を深めさせることが必要である。

就業体験（インターンシップ）は、勤労観・職業観の育成や将来の進路を主体的に考えさせることができるよう、事前・事後の指導及び成果や課題を明らかにした、報告書の作成や報告会の実施等に結びつける工夫が必要である。

(2) 「課題研究」を核とした、課題解決型の学習の充実

職業教育を主とする専門学科では、課題研究が共通必修科目として扱われている。これは作品制作や調査・研究・実験、産業現場等における実習及び職業資格の取得等を内容とした課題解決型の学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図り、問題解決能力や自発的、創造的な学習態度を育てるもので、生徒の生きる力の育成につながるものである。

今後はこの学習を一層充実させ、産学官連携による課題研究の積極的な推進や、課題研究の成果を発表させる機会を設けたり、低学年次より課題解決型の学習を取り入れるなどして、習得した知識や技能の活用や探究的な学習が積極的に行われるよう工夫することが必要である。

(3) 実学である職業教育の充実

生徒が日ごろの学習活動で身に付けた基礎的・基本的な知識・技能を生かし、将来の職業生活に関わる資格等の取得をめざすことは、生徒の学習意欲を高める上で有効である。資格等の取得が、教科指導の到達の目安ともなりうることから、教科指導の目標そ

のものにならないよう留意し、適切な資格の取得に計画的に取り組ませることが重要である。

さらに、為すことにより学ぶ職業教育においては、基礎的・基本的な知識・技能を総合化するための「実習」が重要であり、より实际的・実践的な知識や技能が身に付くよう、教育課程の編成・実施において工夫することが必要である。

また、実習においては、自他の危険予測・危険回避の能力を育成する等の安全教育も必要である。

(4) 基礎・基本の確実な定着に向けた取組の充実

社会人、職業人として必要な学力を確実に定着させることができるよう教育課程を編成する必要がある。その際、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図り、生徒の学習意欲の向上や自ら学ぶ態度を育成することが重要である。

専門高校は、将来のスペシャリストとして必要な専門分野の基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、変化に柔軟に対応できる能力を身に付ける教育活動を展開していく必要がある。そのためには、繰り返しの学習や目標を明確にして学習に取り組む等の工夫が必要である。

3. 総合学科における配慮事項

総合学科は、生徒が学びたい科目を自分で選択し、自己の進路への自覚を深めるとともに、個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験することを目指しているため、科目の選択幅が広く、生徒の多様なニーズに応じることが可能である。

普通科及び専門学科と同様に、生徒の興味・関心や進路希望が多岐にわたるが、総合学科の場合、生徒に明確な進路意識があつて初めて、柔軟な科目履修が効果的に機能するものである。そこで、生徒に将来の目標や職業意識をもたせ、適切な科目履修ができるよう、ガイダンス機能を一層充実させる必要がある。

そのために、普通科及び専門学科における配慮事項に加え、次のことに配慮する。

(1) 教育課程の体系化・構造化と3年間を見通した科目履修

学習成果をあげるためには、学習内容が基礎から発展へと連続していることが望ましい。総合学科は科目の選択幅が広く、生徒の多様なニーズに対応することが可能であるが、学科や系列の目標や育てたい生徒像を明確にして、適切な科目履修ができるようにすることが重要である。

また、今後入学志願者の動向によっては、生徒や地域のニーズに応じた系列の見直しや総合選択科目・自由選択科目の見直し等、さらに改善を行う必要がある。

(2) 学校設定科目・学校設定教科の設置及び改善

総合学科は、生徒の多様なニーズに対応するために多くの科目が開設されている。学校において設ける、学校設定教科「産業社会と人間」は、社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観・職業観の育成等、キャリア教育の視点からも重要である。

また、地域や学校及び生徒の実態等に応じ設けられる学校設定科目においても、その目標・内容・単位数等を継続して評価し、検討していく必要がある。

4. 定時制課程・通信制課程における配慮事項

定時制課程及び通信制課程においては、働きながら高等学校教育を受けたい人や、自分のペースで学びたい人、また、仕事や家庭の都合や身体上の理由等で毎日通学できないが、高等学校教育を受けたいと希望する人等、生徒の学習ニーズの拡大・多様化に対応しながら、幅広い進路希望を実現するために、柔軟な科目選択ができるように配慮することが必要である。

生徒の学習ニーズや進路希望に合わせ、適切な科目履修が可能となるよう、ガイダンス機能を充実させ、自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上や個性の伸長を図る必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

(1) 定時制課程における配慮事項

定時制課程における授業時数は、生徒の勤労や生活の状況等に即応し、加重負担になることを避け、実際的な効果をあげることができるよう配慮することが必要である。

習熟度別授業や少人数指導等により学習内容の確実な定着を図るとともに、地域や企業等と連携しながら、より実践的な教育活動を実践していくことが重要である。

(2) 通信制課程における配慮事項

通信制課程における添削指導や面接指導は、通信教育の中心となる指導であり、教師が直接指導する数少ない機会であることから、それぞれの回数、単位時間数は十分確保する必要がある。

特に、総合的な学習の時間は、問題解決能力や学び方、ものの考え方等の育成をねらいとして、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論等を、添削指導及び面接指導により行うこととなる。これらの学習活動を積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、学習活動に応じ、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数を適切に定め、指導内容や指導方法を工夫することが重要である。

5. 中高一貫教育における配慮事項

本県で実施している連携型の中高一貫教育においては、中・高等学校が連携した教育課程の編成や指導方法等により、きめ細かな学習指導や進路指導が可能である。また、中学生と高校生の交流により、相互の理解が深まるという効果や、6年間を見通した計画的・継続的な教育指導が展開できること等が期待されている。

そのために、次のことに配慮する。

(1) 中学校と高等学校の連携を密にし、特色ある教育課程の編成

各教科等の学習、総合的な学習の時間、生徒会活動、部活動等のあらゆる場面で、中・高等学校及び地域が連携した、特色ある教育活動を展開する。そのために、それぞれの連携地域においては、共通の指導目標を設定し、共通の価値観をもつように努めること

が大切である。

さらに、中・高等学校の教師の相互交流を推進し、教育課程の円滑な接続を図ることが求められる。

(2) 地域と一体となった特色ある教育の推進—学校設定科目等の活用—

学習活動を展開するに当たっては、保護者や地域の人々に協力してもらえ体制を整備し、中学校と連携した学校設定科目等を設定し、地域や郷土に対する理解を深めさせる学習活動や、基礎学力の定着を図る学習活動を実践することが考えられる。

VI おわりに

本審議会では、専門調査委員会を設置し、そこでの調査・研究をもとに審議を重ねてきた。その中で、改正された各種の法律、改訂された高等学校学習指導要領の趣旨を踏まえながら、「しまね教育ビジョン21」の教育理念に基づく高等学校教育の在り方を追究し、島根県の高等学校教育を推進するに当たっての「今後の望ましい教育課程の編成と実施の在り方」について提言することとした。

県教育委員会においては、本審議会の提言を踏まえ、各学校で教育課程を編成し実施する上で参考となるよう、教育課程編成の手引を作成したり、教職員研修の充実や必要な予算の確保を行ったりする等、各学校の創意工夫を生かした取組を積極的に支援する諸施策をさらに推進されることを求める。

また、各学校においては、本審議会の答申で述べているそれぞれの事項について十分検討し、適切で特色のある教育課程の編成及び実施に向け、校長のリーダーシップのもと全校体制で取り組まれることを期待する。

資源が乏しい我が国においては、人材こそ最大の資源であり、高等学校教育は我が国及び本県の発展に貢献する人材の育成に一層力を入れなければならない。その人材を育成するためには、指導者である教師に高い力量が求められる。社会情勢が急速に変化している現在、社会人の一歩手前にいる高校生を育成するという重要な役割を担う教師が、自らの資質や指導力、専門性を高めるために積極的に自己研鑽に励むことが望まれる。

本答申が、次代の島根県を担う人材の育成をめざす高等学校教育の一助になれば幸いである。

島根県教育課程審議会に対する諮問

次の事項について、理由を添えて諮問します。

「学習指導要領改訂に伴う高等学校、及び特別支援学校における教育課程の望ましい編成と実施」について

平成21年6月10日

島根県教育課程審議会長 様

島根県教育委員会

理 由

本県では、『しまね教育ビジョン21』（教育振興基本計画）を平成20年3月に改訂し、島根がめざす教育として「知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決力を身に付ける」ことを明確に位置付け、各県立学校においてその実現に向けた取組を推し進めている。

こうした取組において、高等学校では、基礎学力の向上を含め、知識・技能を活用する力や表現力の育成が求められている。また、ふるさと教育やキャリア教育など、地域の教育力を生かした教育がすすめられ、専門性の向上に成果がみられたが、今後は、県政課題に対応した人材の育成がより一層必要となってきた。一方、特別支援学校においては、障害の重度・重複化、多様化がすすみ、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が求められている。

こうした状況の中、教育基本法や学校教育法の改正により明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」をはぐくみ、育成することと、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することを基本方針として、学習指導要領の改訂が行われた。

県内の高等学校では、人間として調和のとれた生徒の育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色等を考慮して、創意工夫を凝らした特色ある教育課程の編成を行うことになる。

また、特別支援学校においては、幼稚園教育要領、小中学校及び高等学校学習指導要領に準ずるのみならず、幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性、地域や学校の実態並びに、高等部においては課程や学科の特色等を十分考慮して適切な教育課程を編成することになる。

そのため、この度の『しまね教育ビジョン21』や学習指導要領の改訂を機に、本県の課題や幼児児童生徒の実態を踏まえ、将来の展望に立った具体的な教育課程の編成と実施について検討を行い、各学校に教育課程を編成するための指針を示す必要がある。

上記の理由から、以下の事項について諮問する。

検討すべき具体的事項

【高等学校】

○望ましい教育課程の編成の在り方について

1 高等学校教育で大切にしたいこと

「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和

2 教育課程実施上の配慮事項について

- (1) 義務教育段階における学習内容の確実な定着に向けた教育の推進について
- (2) 特別な支援の必要な生徒の指導の充実について
- (3) 確かな学力をはぐくむ指導の充実について
- (4) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実について
- (5) 総合的な学習の時間、特別活動の指導について
- (6) 地域への愛着と誇りをはぐくむキャリア教育の推進について
- (7) その他
 - ・教科を横断して指導する教育等について
(環境教育, キャリア教育, 情報教育, 国際理解教育等)
 - ・部活動の在り方について

【特別支援学校】

○望ましい教育課程の編成の在り方について

1 特別支援教育で大切にしたいこと

「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和並びに自立し社会参加するための資質

2 教育課程実施上の配慮事項

- (1) 知的障害のある児童生徒の指導内容及び指導の方法の充実について
- (2) 「個別の指導計画」の作成, 活用, 評価の在り方について
- (3) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の作成の推進について
- (4) 高等部における新設教科「福祉」の指導について
- (5) 計画的, 組織的な交流及び共同学習の推進について
- (6) 障害の重度・重複化, 多様化に対応した「自立活動」の充実について
- (7) その他
 - ・発達段階に応じた教育の連続性の確保について
(道徳教育, キャリア教育等)

平成21年度島根県教育課程審議会の審議経過

- 1 第1回島根県教育課程審議会 平成21年 6月10日 (水)
 - ・島根県教育委員会から諮問 (「高等学校、特別支援学校について」)
 - ・検討すべき事項等の確認
 - ・専門調査委員会の設置について了承
 - ・審議会の日程の概要説明

- ◇第1回専門調査委員会【高等学校、特別支援学校】 平成21年 6月24日 (水)
 - ・専門調査委員会の役割について説明
 - ・調査研究の内容について説明

- ◇第2回専門調査委員会
 - 【高等学校】 平成21年 7月29日 (水)
 - 【特別支援学校 (高等部)】 平成21年 8月 4日 (火)
 - 【特別支援学校 (小・中学校、特別支援学級)】 平成21年 8月 7日 (金)
 - ・調査研究の報告
 - ・調査内容について協議

- ◇第3回専門調査委員会
 - 【高等学校】 平成21年 8月25日 (火)
 - 【特別支援学校】 平成21年 8月24日 (月)
 - ・調査研究の報告
 - ・調査内容について協議
 - ・答申案の作成

- 2 第2回島根県教育課程審議会 平成21年 9月16日 (水)
 - ・専門調査委員会の調査結果について審議

- ◇第4回専門調査委員会
 - 【高等学校】 平成21年11月17日 (火)
 - 【特別支援学校】 平成21年12月14日 (月)
 - ・第2回島根県教育課程審議会の審議を受けた答申文修正案の検討

- 3 第3回島根県教育課程審議会 平成22年 2月 9日 (火)
 - ・答申文の内容決定

- ◎ 島根県教育委員会へ答申 平成22年 6月10日 (木)

平成21年度島根県教育課程審議会委員

任期：平成20年6月12日 ～ 平成22年6月11日

島根県教育課程審議会 規則第三条第1項		委員	所属等
第一号	島根県小学校長協会、島根県中学校長協会又は島根県教育研究会から推薦された小学校及び中学校の教育職員	横山 恵子	島根県小学校長会推薦 松江市立鹿島東小学校長
		中島 直	島根県中学校長会推薦 出雲市立河南中学校長
		田中 康夫	島根県教育研究会長推薦 江津市立江津東小学校長
第二号	島根県公立高等学校長協会又は島根県高等学校教育研究連合会から推薦された県立学校の教育職員	松本 善美	島根県公立高等学校長協会推薦 島根県立松江南高等学校長
		坂本 逸雄	島根県高等学校教育研究連合会会長推薦 島根県立出雲商業高等学校長
		児山 治正	島根県特別支援学校協会会長推薦 島根県立浜田養護学校長
第三号	大学、高等専門学校関係の教育職員	足立 悦男	島根大学副学長
		廣兼 志保	島根大学教育学部准教授
		西 信高	島根大学教育学部教授
		小山 優子	島根県立大学(松江キャンパス)講師
第四号	関係行政機関の職員	福島 律子	松江市教育委員会教育長
第五号	学識経験のある者	大岩 睦子	島根県PTA連合会推薦
		山尾 淳子	島根県国公立幼稚園長会推薦 松江市立川津幼稚園長
		庄司 肇	島根県私学教育振興会推薦 松徳学院高等学校理事
		林 玲子	島根県人権擁護委員会推薦
		今井 直樹	島根県教科図書販売株式会社社長

※委員の所属等は平成22年3月31日現在のものである。